

## 令和3年度（第3回）大磯町国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和3年11月15日(月)

午後7時から午後8時まで

場 所 大磯町保健センター2階研修室

### <開会>

### <会長あいさつ>

(会長あいさつ省略)

### <議事>

(事務局による資料確認)

#### **【議長】**

本日の出席委員は、9名です。出席委員が過半数を超えておりますので、大磯町国民健康保険運営協議会規則第3条第2項の規定により、会議は成立しております。

なお、「大磯町審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は原則公開となっております。当協議会についても公開の対象となります。

傍聴の方が、いらっしゃったら傍聴を許可しますので、事務局は、傍聴人の確認をお願いします。

#### **【事務局】**

傍聴人は1名です。傍聴人を入場させます。

#### **【議長】**

では、本日の議題は、次第に記載されている2つということになります。会議を確実に進行させるために各議題の進行時間を予め決めておきます。

議題1で約20分、議題2で約30～40分とし、20時00分までに終了したいと考えていますので、よろしくをお願いします。

### <議題1 大磯町国民健康保険に関する現状について>

#### **【議長】**

それでは、「議題1 大磯町国民健康保険に関する現状について」の説明を事務局から、お願いします。

#### **【事務局】**

議題1の前に御報告があります。

特定健康診査事業の人間ドック補助金において、申請件数が当初の見込みよりも増となり予算額に不足が生じたため、その財源として大磯町国民健康保険財政調整基金の一部取崩しを行います。

これにより、令和3年12月の大磯町議会定例会に補正の議案を提出しますが、補正額は90万円になります。

また、後ほど説明いたします財政調整基金の残額については、補正議案提出前で議会から認めていただく必要がありますが、協議を円滑に進めるために補正後の金額で説明します。

それでは、資料1をご覧ください。「大磯町国民健康保険に関する現状について」御説明します。

初めに、(1) 協議のポイントになります。

まず1点目、国民健康保険の財源は、県の交付金、町の繰出金、被保険者の国民健康保険税が担います。

次に2点目、被保険者数は減少傾向にあり、次年度は団塊の世代の一部が75歳の年齢到達を迎え、後期高齢者医療の対象となります。

3点目、比較的所得水準が低く、医療の受診の必要性が高い、65歳から74歳の前期高齢者が被保険者数の50%以上を占めています。

4点目、被保険者の高齢化や医療技術の向上に伴い、一人当たり保険給付費は年々増加しています。

5点目、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えは解消されつつあります。

次に、(2) 国民健康保険被保険者数の推移になります。

国民健康保険の被保険者については、75歳の年齢到達で後期高齢者医療制度に移行することや社会保険に加入されることが主な理由で、被保険者数は年々減少をしています。

被保険者数が減少する中で、年齢区分として、65歳から74歳の前期高齢者の加入割合が増加しており、高齢化が進み医療機関の受診を必要とする状況が増えています。

前期高齢者の加入割合は、表の一番下の欄で、推移をお示ししています。

続きまして、2ページをご覧ください。(3) 保険給付費の推移になります。

上段の表が保険給付費総額の推移となり、医療機関を受診した際の、本人自己負担を除いた保険者として大磯町が負担している費用です。

被保険者数の減少により、保険給付費総額については、全体として減少で推移しています。

次に、下段の表をご覧ください。一人あたりの保険給付費は上昇しています。

これは、国民健康保険の被保険者の中でも前期高齢者の加入割合が増えていることにより医療機関を受診する必要がある方が増えていることや、医療の高度化などに伴い、高額療養に該当する診療が増えていることが影響し、少ない被保険者で保険給付を支えていることを示しています。

なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な受診控えが影響したものと考えております。

これは、被保険者数の減少と一人当たり保険給付費の増は、県内でも同様の傾向がみられています。

続きまして、3ページをご覧ください。(4) 国民健康保険事業費納付金の推移になります。

平成30年度から都道府県が保険者となったことにより、本町から神奈川県に納付している事業費納付金の額の推移です。県は、県内の全ての保険者から納付された事業費納付金と国からの交付金、組合保険からの支援を合わせ、県内保険者の保険給付費を交付しています。

令和4年度に向け、現在、神奈川県において納付額が計算されている段階ですが、現時点で事業費納付金に関する詳細は示されておりません。例年どおりのスケジュールで納付額が示される予定と聞いておりますが、例年どおりですと、最終的な事業費納付金の金額が示されるのは、令和4年1月初旬となる見込みです。

次に、(5) 新型コロナウイルス感染症の影響下における受診状況についてになります。

表については、上段が【医科】、下段が【歯科】となっており、それぞれ過去2年との受診件数の比較をしております。網掛けされているところは、新型コロナウイルス感染症のため、緊急事態宣言が発出されていた月となります。

被保険者数の減少による受診件数の自然減少はあると考えられますが、緊急事態宣言が発出されていた

時期であっても、令和2年度と比較して、令和3年度は受診件数が増えています。受診状況としては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の、令和元年度の状況と同じ傾向にあると捉えています。

このような状況から、今後も、受診件数の大幅な減少は想定しにくいと考えた中で、次年度の給付見込みを検討する必要があります。

次に、(6)法改正による未就学児に係る均等割保険税の減額措置についてになります。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が6月に公布され、関係政令の整備に関する政令が9月に公布されました。

この中で、大磯町国民健康保険税条例に係る地方税法等の改正が行われていますので、条例改正が必要な部分について御説明します。こちらは、法改正に伴う条例改正となりますので、保険税率等の改正がない場合にも、条例改正が必要な部分となります。

この法改正に伴う規定の明確化や項ずれ等による規定の整備を併せて行います。

それでは、減額措置の概要です。

- ・対象となる年齢は、未就学児
- ・減額内容は、未就学児に係る均等割保険税の5割（軽減対象者は軽減後の額の5割）

補足で説明しますと、4ページ下の表の中段、本改正適用前の欄に、令和3年度の賦課金額が、軽減割合ごとに記載させていただいています。法改正後は、軽減後の額を5割軽減することになります。

- ・次に、軽減を実施した場合の財源ですが、国が1/2、県が1/4、町が1/4を負担します。
- ・法改正の施行日は、令和4年4月1日です。

4ページで御説明した部分については、上位法令の改正に伴い、国民健康保険税条例を改正するもので、令和4年3月議会に提出させていただく予定の内容となります。

最後に、大磯町国民健康保険税率等について御説明いたします。

大磯町の国民健康保険税率等は、均等割額が同規模自治体と比較して高めに、平等割額は低めに設定されているため、世帯内で国民健康保険に加入する被保険者数が増えていくと、同規模自治体と比較して均等割額と平等割額の合計が高くなります。

そこで、資料1の1ページ(2)国民健康保険被保険者数の推移から、前期高齢者数の割合が年々増加傾向になっているため、前期高齢者世帯の被保険者数の状況を確認しました。

その結果、2人世帯の割合が約94%ということで、前期高齢者世帯の状況を考慮した保険税率等になっていると考えられます。

説明は、以上になります。議長よろしく申し上げます。

#### 【議長】

ただ今の事務局説明に対し、質問のある方は挙手お願いします。

#### 【事務局】

1点補足をさせていただきます。資料1の4ページ(6)法改正による未就学児に係る均等割保険税の減額措置について、国1/2・県1/4・町1/4で軽減分の補填をするため、今後保険税率・保険税額を決めていく際に、法改正による国民健康保険税の収入の減少はないと考えていただければと思います。

#### 【議長】

他に、ご意見はありませんか。意見が無いようでしたら、次の議題に入らせていただきます。では、「議題2 大磯町国民健康保険税率等の改定について」の説明を事務局から、お願いします。

## <議題2 大磯町国民健康保険税率等の改定について>

### 【事務局】

資料2をご覧ください。

この資料は、資料2参考の令和4年度国民健康保険事業の収支見込みを総括した資料となっておりますので、資料2参考と併せてご覧ください。

では、まず1の歳出です。この歳出を大きく分けると、事業費納付金と市町村経費に分けることが出来ます。これらを合算すると、医療給付費分で6億7,816万5千円、後期高齢者支援金分で2億3,522万6千円、介護納付金分で8,903万9千円となっており、合計で10億243万円となります。

こちらは、事業費納付金と市町村経費を合算した額が記載されています。

事業費納付金について、11月12日時点で神奈川県国保協議会での資料や情報を基に来年度の事業費納付金額を仮に算出しました。この金額はあくまで現時点での参考金額であり、今後変更になることを御理解ください。

では、この数値を使用して作成した事業費納付金の額が、医療給付費分が6億4,844万1千円、後期高齢者支援金分が2億3,522万6千円、介護納付金分が8,903万9千円となっています。これらの総額である9億7,270万6千円が現時点での納付見込みとなります。

なお、神奈川県から提示される金額は、年始頃に最終的な納付金額が決定することとなりますが、過去3年間の経過を見る限り、11月中に示される額と年始頃に示される額に大きな差はなく、年始に示される額の方が減額されているような状況にあります。

市町村経費について、葬祭費、出産育児一時金、健診事業、その他に係る総費用額を、令和4年度の当初予算として担当課で要求した額で記載しております。なお、市町村経費は、国民健康保険の被保険者に直接的に関する内容となっているため、医療給付費分のみになります。

次に2の歳入です。歳入を大きく分けると、交付金や法定内繰入金等のその他収入と現年度保険税収入に分けることが出来ます。これらを合算すると、医療給付費分については、6億4,391万2千円、後期高齢者支援金分については、2億3,631万9千円、介護納付金分については、7,538万4千円となっており、これらの合計が9億5,561万5千円となります。

こちらは、収入見込み額（特別交付金・基盤安定繰入金・法定内繰入金・滞納分保険税等）の合計と現行保険税率での収納見込額を合算した額が記載されています。

現行保険税率での収納見込額について、資料2参考の6ページをご覧ください。

これは、現在の国民健康保険税の税率及び税額で算出した収納見込額となります。こちらの計算を行うにあたり、令和3年11月1日時点の状況で計算を行っております。

⑰は、現行の保険税率で想定される国民健康保険税を100%収納できた場合の額が記載されており、これが調定額となります。

⑱は、被保険者の減少による所得減少率ということで、医療給付費分と後期高齢者支援金分は令和4年度見込平均被保険者数を令和3年10月末時点の被保険者数で割った人数により所得の減少率を算出いたしました。また、介護納付金分は、令和4年度見込介護保険第2号被保険者の平均被保険者数を令和3年10月末時点の介護保険第2号被保険者で割った人数により所得の減少率を算出いたしました。

⑲は、令和4年度から始まる未就学児の均等割軽減による影響額を令和3年10月20日時点で算出した額となります。

⑳は、現行保険税率及び税額から導き出した額⑰に所得の減少率⑱を掛け合わせ、⑲の影響額を減額し

た調定見込額になります。

②は、町で策定している町税等滞納削減のための第3次行動プランで設定した予定収納率を設定しています。

③は、②で見込んだ調定額に対して、①の予定収納率を掛け合わせて算出しています。

④は、③で算出したそれぞれの額を千円未満で切り捨て、千円単位に変換したものとなります。そのため、総額の部分で③の合計と差異が生じています。

⑤は、④で算出された額に退職被保険者の保険税調定額をそれぞれ千円追加したものとなっています。退職被保険者の調定額として、千円をそれぞれの項目に追加する理由といたしましては、退職被保険者の制度については、平成26年度末をもって廃止された制度ですが、退職被保険者の資格を有していた期間中に年度を遡って修正申告等が行われた場合に追加納付が生じる可能性があるため、当面の期間は予算科目として計上しておく必要があることから、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分にそれぞれ計上を行っています。

資料2をご覧ください。

3の歳入と歳出の差額です。ここまでの歳入と歳出でそれぞれ見込んだ額の収支状況として、医療給付費分については、3,425万3千円の不足、後期高齢者支援金分については、109万3千円の超過、介護納付金分については、1,365万5千円の不足となっており、現行税率で算定を行った場合の不足額が合計で4,681万5千円となります。

本来であれば、この不足額を保険税収入で補うことが必要となるため、保険税の改定を検討することとなります。

しかし、ここまでの計算の中で財政調整基金が活用されておりません。

資料2参考の8ページ、H財政調整基金の残高をご覧ください。

冒頭でも説明しましたが、補正議案提出前で議会から認めていただく必要がありますが、協議を円滑に進めるために補正後の金額で説明しますと、財政調整基金の残高は、1億6,082万7,661円になります。

この財政調整基金については、大磯町国民健康保険運営協議会において審議を行い、最低保有金額を1億円といたしましたので、現行で保有している1億6,082万7,661円から最低保有額を控除すると、6,082万7,661円が取崩し可能額となります。

そのため、令和4年度については、財政調整基金を活用することで、保険税率は改定せずに運営が出来る見込みとなります。

また、これにより、一般会計からの法定外繰入金も不要となります。

この一般会計からの法定外繰入金について、補足させていただきます。一般会計からの法定外繰入金とは、保険税の負担緩和を図ることを目的とした繰入金を示しています。これについては、「保険税の上昇を抑えることを目的とした一般会計からの法定外繰入金は解消・削減が必要であり、計画的・段階的に行うことが望ましい。」とされています。

また、一般会計からの法定外繰入金については、財務省の財政制度等審議会にて遅くとも令和5年度までに解消すべきであると言及があり、厚生労働省も時期の言及こそしないまでも財務省と同様の考え方を示しています。

以上のことから、国民健康保険税率及び税額の改正、財政調整基金のあり方も含め審議をお願いします。

説明は、以上になります。議長よろしく申し上げます。

**【議長】**

ただ今の事務局説明に対し、質問のある方は挙手お願いします。

**【委員】**

現行保険税率での収納見込額の精度はどのくらいですか。基金残額は1億円を下回らないですか。

**【事務局】**

収納見込額の精度に関しては、1,000万円～2,000万円ほどの誤差になります。

基金残高に関しては、納付金が仮で計算されたものであり、今後数字が大きく変わる可能性があること、収納率の見込を96.5%として、年々あがってきてはいますが現状95%程度、収納率が見込より低かった場合は、基金に頼らざるを得ない状況になる可能性もあり、変動要素が多く、今年度当初のように1億円を下回ってしまう可能性も否定できません。

次の12月の協議会のときに状況が変わる可能性もあり、基金をどのくらい取り崩しをするのか、もしくは先のことを考えて、税率や税額の変更をするべきなのかについて議論していただくようになると思います。

**【委員】**

資料2参考の4ページの⑩法定内繰入金が増減はどうなっているのか。

**【事務局】**

法定内繰入金の見込については、神奈川県から金額が示されていないため、令和2年度の実績金額を用いています。そのため令和2年度と変わっていません。

**【委員】**

「町税等滞納削減のための第3次行動プラン」とは何ですか。

**【事務局】**

「町税等滞納削減のための第3次行動プラン」とは、令和2年度から令和4年度にかけての保険税や町税等について収納率をあげていくために、目標値を決め、どうやってとっていくかという計画で、3か年ごとに見直しをしています。国民健康保険財政を運営していくためには、収納をきちんとしていただく必要があるため、電話勧奨や窓口での納税相談をおこなっています。

プランの目標収納率の96.5%は高めに設定しています。生活実態の中で、年度内に収めきれない世帯がいらっしゃるため、0.1ポイント上げるというだけで国民健康保険税に関しては相当な額になり、実際との乖離が起きてしまいます。国民健康保険税については目標を上げていくというのは厳しく、現状から落ちないように少しでも目標値に近づけていくという考え方でいます。

**【委員】**

収納率が気になりますが、コロナの影響等は見込んでいますか。

**【事務局】**

後期高齢者へ移行する方の所得の減少率はみえています。

また、コロナによる保険税自体の減免は行っていて、令和2年度は42件の実績があります。

大磯町の被保険者は前期高齢者の割合が多く、年金収入はコロナの影響が少ないため、保険税への影響は少ないと考えています。

**【委員】**

保険税を納められない方は、本当に厳しい方ですか、納める意思がない方ですか。

**【事務局】**

本当に納められない方は不納欠損で処理をしています。

不能欠損について、保険税の徴収が5年間という期限があり、財産調査をしたり、生活状況を調査したりして、財産も預貯金もないと、資産状況が確認できた場合は、時効でそれ以上お支払いをお願いすることはなくなります。

病院に行かないから払わないというような人には、ある程度の期間が経つと有効な保険証が手元にない状態になり、いざ病院にかかるときに困るため来庁するようになっていきます。その時に納税相談を行い、生活実態の聞き取り等を行っています。

納税の意思がない方の割合は少ないように思います。

**【議長】**

他に、ご意見はありませんか。意見が無いようでしたら、最後に「議題3 その他」になります。事務局からは、何かありますか。

**【事務局】**

1点ご報告があります。

厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において、令和4年度の賦課限度額を引き上げる方針が、提案され了承されました。

これにより医療分が2万円増加し65万円、後期高齢者支援金分が1万円増加し20万円になります。なお、介護納付金分の増加はありません。

今後は、12月に閣議決定される予定の税制改正大綱で正式に決まり、賦課限度額の引上げの法令上の対応は、政令が年度内に改正されることとなります。

説明は以上になります。議長よろしく申し上げます。

**【議長】**

本日の予定議題は、これで終了となりますが、全体をとおして質問のある方は、いらっしゃいませんか。

質問が無いようでしたら、事務局から何かありますか。

**【事務局】**

本日の会議は以上になります。次回は、12月16日～17日、20日～24日に実施したいと考えております。日程調整につきましては、後日、アンケートを実施させていただきます。

**【議長】**

それでは、本日の審議は、これで終了します。進行を事務局に返しますので、よろしく申し上げます。

**【事務局】**

皆さま、本日はどうもありがとうございました。

本日の議事録については、事務局で取りまとめを行いますので、確認作業について、引き続きご協力をお願いします。これで、本日のすべての予定を終了します。どうもありがとうございました。

<会議資料>

- ・令和3年度第3回大磯町国民健康保険運営協議会次第、委員名簿
- ・資料1 大磯町国民健康保険に関する現状について
- ・資料2 令和4年度国民健康保険事業の収支見込み（総括表）
- ・資料2参考 令和4年度国民健康保険事業の収支見込み